

政令第三百四号

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条の十」を「第六十二条の十五」に、「（第六十二条の十一 第六十二条の二十七）」を「（第六十二条の十六 第六十二条の三十二）」に、「（第六十二条の二十八）」を「（第六十二条の三十三）」に、「第六十二条の二十九」を「第六十二条の三十四」に改める。

第九条の二中「第十二条の三第二項」を「第十二条の三第三項」に、「関税」を「関税等」に改める。

第九条の五の見出しを「（関税が過誤納となつた日）」に改め、同条中「（還付加算金）」を「（還付及び充当）」に改め、「の法定納期限」の下に「（法第十二条第八項（延滞税）に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「（納税申告）」を「（申告）」に改め、同

条を第九条の六とする。

第九条の四を第九条の五とする。

第九条の三の見出し中「過少申告加算税」を「過少申告加算税等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 法第十二条の四第二項の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項（無申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第五項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第十二条の三第五項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の

日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第五項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

第五十九条の三第一項第三号中、「（昭和五十二年法律第五十四号）」を削る。

第六十二条の二第一項中「及び第六十二条の十第一項」を「、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三」に、「育成者権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。）」に改め、「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第二項中「育成者権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者

、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。）に改め、同条第三項中「育成者権者」を「権利者」に改め、同項第三号中「疑義貨物」の下に「（法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）」を加え、「育成者権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権（次条において「権利」と総称する。）」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の下に次の一号を加える。

四 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容

第六十二条の二第四項第二号中「育成者権者」を「権利者」に改め、同項第三号及び第四号中「第六十条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同項第六号中「、第四号及び第七号」を「から第

五号まで及び第八号」に改める。

第六十二条の三第一号中「育成者権の内容」を「権利の内容（法第六十九条の二第一項第三号（輸出し
てはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）」に改め、同条第五号を同
条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「育成者権」を「権利又は営業上の利益」に
改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「育成者権」を「権利又は営業上の利益（法第六十九条の二
第一項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号におい
て同じ。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをし
ようとする場合に限る。）

第六十二条の四中「第六十二条の二第三項第五号」を「第六十二条の二第三項第六号」に改める。

第六十二条の二十九を第六十二条の三十四とする。

第六十二条の二十八中「第六十九条の十一」を「第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定
手続における専門委員への意見の求め）」、「第六十九条の十四」に、「第六十九条の十六」を「第六十九条

の十九」に改め、第五章第四節第三款中同条を第六十二条の三十三とする。

第六十二条の二十七中「第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十七第一項」を「第六十二条の二十及び第六十二条の二十一の規定は法第六十九条の二十第一項」に、「第六十二条の十七の」を「第六十二条の二十二の」に、「第六十九条の十七第七項」を「第六十九条の二十第七項」に、「第六十二条の十八第一項の」を「第六十二条の二十三第一項の」に、「第六十九条の十七第九項第二号」を「第六十九条の二十九項第二号」に、「第六十二条の十八第二項」を「第六十二条の二十三第二項」に、「第六十九条の十七第九項第三号」を「第六十九条の二十九項第三号」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の二十第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項及び第四項	申立人	請求者
第六十二条の二十第一項	法第六十九条の十五第三項	法第六十九条の二十第四項

<p>第六十二条の二十一第一項第一 第二項</p>	<p>第六十二条の二十一第一項及び 第二項</p>	<p>第六十二条の二十二第二項</p>
<p>法第六十九条の十五第一項</p>	<p>法第六十九条の十五第五項</p>	<p>を輸入しようとする者</p>
<p>法第六十九条の二十第三項</p>	<p>法第六十九条の二十第六項</p>	<p>に係る法第六十九条の十三第一 項（輸入してはならない貨物に 係る申立て手続等）の規定によ る申立てをした特許権者等（法 第六十九条の十七第一項（輸入 してはならない貨物に係る意見 を聴くことの求め等）に規定す る特許権者等をいう。次条及び 第六十二条の二十二において同 じ。）</p>

号及び第四項		
第六十二条の二十一第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の二十二第一項及び第二項	輸入者	特許権者等
第六十二条の二十一第三項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等
第六十二条の二十三第一項	同条第五項	法第六十九条の二十第六項

第五章第四節第二款中第六十二条の二十七を第六十二条の三十二とする。

第六十二条の二十六中「第六十九条の十七第一項」を「第六十九条の二十第一項」に改め、同条第一号中「第六十九条の十七第二項」を「第六十九条の二十第二項」に、「第六十九条の十四第一項」を「第六十九条の十七第一項」に改め、同条第二号中「第六十九条の十四第一項」を「第六十九条の十七第一項」

に改め、同条第三号中「第六十九条の十四第六項」を「第六十九条の十七第六項」に改め、同条を第六十二条の三十一とする。

第六十二条の二十五中「第六十九条の十六」を「第六十九条の十九」に改め、同条を第六十二条の三十とする。

第六十二条の二十四第一項中「第六十九条の十五第一項」を「第六十九条の十八第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の十五第二項」を「第六十九条の十八第二項」に改め、同条を第六十二条の二十九とする。

第六十二条の二十三第一項中「第六十九条の十四第二項」を「第六十九条の十七第二項」に改め、同項各号中「第六十九条の十四第一項」を「第六十九条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の十四第九項」を「第六十九条の十七第九項」に改め、同条第三項中「第六十九条の十四第二項」を「第六十九条の十七第二項」に改め、同条を第六十二条の二十八とする。

第六十二条の二十二各号列記以外の部分及び同条第一号及び第二号中「第六十九条の十四第一項」を「第六十九条の十七第一項」に改め、同条を第六十二条の二十七とする。

第六十二条の二十一中「第六十九条の十三第六項」を「第六十九条の十六第六項」に、「第六十二条の十九第四項」を「第六十二条の二十四第四項」に、「第六十九条の十三第一項」を「第六十九条の十六第一項」に改め、同条を第六十二条の二十六とする。

第六十二条の二十中「第六十二条の十五及び第六十二条の十六」を「第六十二条の二十及び第六十二条の二十一」に、「第六十九条の十三第一項」を「第六十九条の十六第一項」に、「第六十九条の十二第一項」を「第六十九条の十五第一項」に、「第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十三第五項」を「第六十二条の二十二の規定は法第六十九条の十六第五項」に、「第六十九条の十二第六項」を「第六十九条の十五第六項」に、「第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十三第五項」を「第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の十六第五項」に、「第六十九条の十二第八項第四号」を「第六十九条の十五第八項第四号」に、「第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十三第五項」を「第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の十六第五項」に、「第六十九条の十二第八項第五号」を「第六十九条の十五第八項第五号」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

<p>第六十二条の二十第一項並びに 第六十二条の二十一第一項、第 二項及び第四項</p>	<p>申立人</p>	<p>申請者</p>
<p>第六十二条の二十第一項</p>	<p>法第六十九条の十五第三項</p>	<p>法第六十九条の十六第五項にお いて準用する法第六十九条の十 五第三項</p>
<p>第六十二条の二十一第一項及び 第二項</p>	<p>法第六十九条の十五第五項</p>	<p>法第六十九条の十六第五項にお いて準用する法第六十九条の十 五第五項</p>
<p>第六十二条の二十一第一項第一 号及び第四項</p>	<p>法第六十九条の十五第一項</p>	<p>法第六十九条の十六第五項にお いて準用する法第六十九条の十 五第一項</p>
<p>第六十二条の二十三第一項</p>	<p>同条第五項</p>	<p>法第六十九条の十六第五項にお</p>

いて準用する法第六十九条の十
五第五項

第六十二条の二十を第六十二条の二十五とする。

第六十二条の十九第一項中「第六十九条の十三第一項」を「第六十九条の十六第一項」に、「第六十二条の十一第三項」を「第六十二条の十六第三項」に改め、同項第一号中「第六十二条の十一第一項」を「第六十二条の十六第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十九条の十三第一項」を「第六十九条の十六第三項」に改め、同条第四項中「第六十九条の十三第三項」を「第六十九条の十六第三項」に改め、同条第五項中「第六十九条の十三第四項」を「第六十九条の十六第四項」に改め、同条を第六十二条の二十四とする。

第六十二条の十八第一項中「第六十九条の十二第八項第四号」を「第六十九条の十五第八項第四号」に改め、同条第二項中「第六十九条の十二第八項第五号」を「第六十九条の十五第八項第五号」に改め、同条を第六十二条の二十三とする。

第六十二条の十七第一項中「第六十九条の十二第六項」を「第六十九条の十五第六項」に改め、同条を

第六十二条の二十二とする。

第六十二条の十六第一項中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十五第五項」に改め、同項第一号中「第六十九条の十二第一項」を「第六十九条の十五第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十五第五項」に改め、同条第四項中「第六十九条の十二第一項」を「第六十九条の十五第一項」に改め、同条を第六十二条の二十一とする。

第六十二条の十五第一項中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に、「第六十九条の十二第一項」を「第六十九条の十五第一項」に、「第六十九条の十二第三項」を「第六十九条の十五第三項」に改め、同条を第六十二条の二十とする。

第六十二条の十四中「第六十九条の十一」を「第六十九条の十四」に改め、同条を第六十二条の十九とする。

第六十二条の十三中「第六十九条の十第四項」を「第六十九条の十三第四項」に、「第六十二条の十一第三項第六号」を「第六十二条の十六第三項第六号」に改め、同条を第六十二条の十八とする。

第六十二条の十二中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改め、同条第一号中「

という」を「と総称する」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改め、同条第二号及び第三号中「第六十九条の八第一項第十号」を「第六十九条の十一第一項第十号」に改め、同条第五号中「第六十九条の十第三項」を「第六十九条の十三第三項」に改め、同条を第六十二条の十七とする。

第六十二条の十一第一項中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十二条の十九第一項第一号」を「第六十二条の二十四第一項第一号」に、「第六十二条の二十四第一項」を「第六十二条の二十九第一項」に、「第六十二条の二十五」を「第六十二条の三十」に、「第六十二条の二十四第二項」を「第六十二条の二十九第二項」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改め、同条第二項中「第六十九条の九第五項」を「第六十九条の十二第五項」に、「と」を「と総称する」に改め、同条第三項中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に改め、同項第三号中「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改め、同項第四号中「第六十九条の八第一項第十号」を「第六十九条の十一第一項第十号」に改め、「（平成五年法律第四十七号）」を削り、同項第六号中「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項

第九号」に改め、同項第七号中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改め、同条第四項中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改め、同項第五号中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改め、同条第五項中「第六十九条の九第三項」を「第六十九条の十二第三項」に改め、同条を第六十二条の十六とする。

第六十二条の十の見出し中「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改め、同条第一項中「第六十九条の七第一項」を「第六十九条の八第一項」に、「農林水産大臣への」を「農林水産大臣等への」に、「農林水産大臣に」を「農林水産大臣又は経済産業大臣に」に、「農林水産大臣が」を「農林水産大臣又は経済産業大臣が」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」の下に「又は経済産業大臣」を加え、「第六十九条の七第二項」を「第六十九条の八第二項」に改め、「育成者権者」の下に「若しくは不正競争差止請求権者」を、「農林水産省令」の下に「又は経済産業省令」を加え、第五章第四節第一款中同条を第六十二条の十二とし、同条の次に次の三条を加える。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続)

第六十二条の十三 税関長は、法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続）

第六十二条の十四 法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定による求め（第四号において「認定手続取りやめ請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の十第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する通知日

二 法第六十九条の七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の七第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日

四 認定手続取りやめ請求をする旨

五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の十五 第六十二条の六及び第六十二条の七の規定は法第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の八の規定は法第六十九条の十第七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の九第一項の規定は法第六十九条の十第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の九第二項の規定は法第六十九条の十第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の六第一項並びに第六十二条の七第一項、第二項及	申立人	請求者

<p>び第四項</p>	<p>第六十二条の六第一項</p>	<p>第六十二条の六第二項</p>	<p>項 第六十二条の七第一項及び第二</p>
	<p>法第六十九条の六第三項</p>	<p>を輸出しようとする者</p>	<p>法第六十九条の六第五項</p>
	<p>法第六十九条の十第四項</p>	<p>に係る法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等（法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二条の八において同じ。）</p>	<p>法第六十九条の十第六項</p>

第六十二条の七第一項第一号及び第四項	法第六十九条の六第一項	法第六十九条の十第三項
第六十二条の七第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の八第一項及び第二項	輸出者	特許権者等
第六十二条の七第三項	を輸出しようとする者	に係る法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等
第六十二条の九第一項	同条第五項	法第六十九条の十第六項

第六十二条の九の次に次の二条を加える。

（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続）

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の

規定による求め（以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の七第一項に規定する通知日

二 法第六十九条の七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

(輸出してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七第二項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面
- 二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと思量する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十五条中「第六十二条の十」を「第六十二条の十五」に改める。

第九十二条第一項第一号イ及び第二号イ中「第六十九条の十(」を「第六十九条の十三(」に、「第六十九条の十一」を「第六十九条の十四」に改める。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第二項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設で私立のもの（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

第十八条第一項中「前条第二号」を「前条第三号」に、同条第二項中「前条第五号」を「前条第六号」に、同条第四項中「前条第二号又は第五号」を「前条第三号又は第六号」に改める。

第六十五条中「児童一時保護施設及び」を「児童一時保護施設、」に改め、「へき地保育所」の下に「及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設」を加える。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第三条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に、「第六十九条の九第五項」を「第六十九条の十二第五項」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に、「第六十九条の十二第十項又は第六十九条の十七第十項」を「第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第十項」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成一八年四月一日から同年九月三日まで」を「平成一八年一月一日から平成一八年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「四五、三 トン」を「七四、七 トン」に、「二、二四一、一 トン」を「二、一八、七 トン」に、「一五七、六 トン」を「一四三、六 トン」に、「三一、五 トン」を「三〇、二 トン」に、「八八、七 トン」を「七七、九 トン」に、「三二八、六 トン」を「二五四、〇 トン」に改める。

（弁理士法施行令の一部改正）

第五条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(認定手続に関する税関長に対する手続)

第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続とする。

一 輸出してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項に規定する特許権者等が行うもの

イ 関税法第六十九条の三第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領

ロ 関税法第六十九条の七第一項の規定による意見を聴くことの求め

ハ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の二第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述

ニ 関税法施行令第六十二条の二第二項の規定による意見の陳述

ホ 関税法施行令第六十二条の十一第三項の規定による意見の陳述

二 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法第六十九条の十二第一項に規定す

る特許権者等が行うもの

- イ 関税法第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領
- ロ 関税法第六十九条の十七第一項の規定による意見を聴くことの求め
- ハ 関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述
- ニ 関税法施行令第六十二条の十六第二項の規定による意見の陳述
- ホ 関税法施行令第六十二条の二十八第三項の規定による意見の陳述

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日から、第四条の規定は平成十八年十月一日から施行する。

(保険業法施行令の一部改正)

第二条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第六十二条の十六第一項」を「第六十二条の二十一第一項」に改める。